

平成23年度第1回府中市地域包括支援センター運営協議会会議録

1 日 時 平成23年5月25日（水）午前10時～12時

2 会 場 市役所北庁舎3階第1会議室

3 出席者 （委員）

板山会長、杉田委員、川口委員、見ル野委員、大山委員、横山委員、鈴木委員、近藤委員、木越委員、足立委員

（事務局）

鎌田福祉保健部長、芦川福祉保健部次長（兼）高齢者支援課長、堀江地域支援統括担当副主幹、柏木高齢者支援課長補佐兼施設担当副主幹、山田介護保険担当副主幹、小塚福祉相談担当主査、山中介護予防担当主査、村岡包括ケア担当主査、青木 地域ネットワーク担当主査、高野施設担当主査、立浪介護サービス係長、関根介護保険係長、吉野事業者指導係長、林介護認定係長、板橋地域支援係長、石附府中市地域包括支援センターよつや苑、府中市地域包括支援センターあさひ苑、府中市地域包括支援センターしみずがおか、府中市地域包括支援センター泉苑、府中市地域包括支援センター安立園、府中市地域包括支援センターかたまち、府中市地域包括支援センターしんまち、地域包括支援センター緑苑、府中市地域包括支援センターにしふ、府中市地域包括支援センターこれまさ、地域包括支援センターみなみ町

4 欠席者 田口委員、増田委員、竹内委員、水村委員

5 傍聴者 1名

6 議事前

- (1) 委員の交代について
- (2) 副会長の選任
- (3) 新年度における事務局の体制の紹介

7 議事事項

- (1) 平成22年度地域包括支援センター運営協議会開催状況について
- (2) 平成23年度地域包括支援センター予算について
- (3) 平成23年度の高齢者支援課と地域包括支援センターの体制及び平成24年度担当

地区変更について

- (4) 平成23年度高齢者支援課地域支援統括担当・各地域包括支援センター事業計画について
- (5) 平成23年度地域包括支援センター運営協議会開催日程について

8 議事内容

- (1) 平成22年度地域包括支援センター運営協議会開催状況について

ア 事務局より平成22年度地域包括支援センター運営協議会開催状況について、資料1に基づき説明があり了承。

イ 質疑応答、意見等
特になし。

- (2) 平成23年度地域包括支援センター予算について

ア 事務局より平成23年度地域包括支援センター予算について、資料2に基づき説明があり了承。

イ 質疑応答、意見等

問 1 地域支援ネットワーク事業の災害時要援護者事業の説明をしてほしい。

答 1 昨年1月から実施し、75歳以上のみで構成された世帯、介護認定が3以上(事務局)の方、障害の認定が1～3級の方、日中独居等の災害時弱者となる方を対象に、災害時に安否確認等の支援が必要か、意向調査を行った。対象者数13,800人のうち、9,555件(69%)の回答があった。6,600人の名簿登録があり、そのほか、救急医療キットの配布は名簿登録者以外にも1,300人を行った。名簿については、自治会、民生委員、消防署、関係機関に配布。今年は、新たに75歳になった方に対する意向調査、転出等による名簿の更新が必要となっており、8月中旬から調査を実施する予定している。

問 2 緊急雇用創出事業とは、具体的にどの部署に配置となる計画か？

答 2 東京都の補助を受け、職がない方を対象に、地域包括支援センターの事務補助職員として雇用し、最終的には正職員となるものである。平成22年度はかたまち、これまさ、安立園の3箇所を実施した。平成23年度は、これまさで予定している。

ウ 事務局より、平成23年3月11日の東日本大震災時の地域包括支援センターの動きについて説明あり。

内容 当日の夕刻から夜にかけて、地域包括支援センターで把握している単身の高齢者等に対し、訪問、電話等で安否確認を行い、翌日も安否確認を行った。市の指示ではなく、地域包括支援センターの自発的な動きであった。

- (3) 平成23年度の高齢者支援課と地域包括支援センターの体制及び平成24年度担当地区変更について

ア 事務局より平成23年度の高齢者支援課と地域包括支援センターの体制及び平成24年度担当地区変更について、**資料3-1**～**資料3-4**に基づき説明がありました。

イ 質疑応答、意見等

問 3 担当地区変更により、緑苑は対象者が3,300人程になるとのことだが、緑苑の体制は職員4名である。対応について、どうなのか。緑苑の意見を聞きたい。

答 3 【地域包括支援センター緑苑】

(事務局) 平成23年度はあさひ苑のサブセンターとしての体制であるが、担当地区が変更となる平成24年度は、独立した地域包括支援センターとなるため、市と話を進めながら、平成23年度はその準備を整え、担当地区変更による対象者の増加に合わせ、体制を強化していく。

ウ 事務局より、サブセンターについて補足説明あり。

内容 平成23年度はすべての在宅介護支援センターを地域包括支援センターに移行したが、緑苑はあさひ苑のサブセンター、みなみ町はかたまちのサブセンターとして、協力を得ながらの体制となっている。具体的には、介護予防のプラン等はサブセンターでは行わず、あさひ苑及びかたまちが行っている。平成24年度は、緑苑、みなみ町ともにサブセンターではなく、独立した地域包括支援センターとなる予定である。

(4) 平成23年度高齢者支援課地域支援統括担当・各地域包括支援センター事業計画について

ア 事務局より平成23年度高齢者支援課地域支援統括担当・各地域包括支援センター事業計画について、**資料4**に基づき説明がありました。

イ 事務局より資料4の中で2箇所訂正あり。

(7) 市の取組の権利擁護に記載されている「地域包括新センターと市が共同して行う。」を「地域包括支援センターと市が共同して行う。」に訂正。

(4) しみずがおかの介護予防コーディネート事業の「③7箇所ある自主グループの継続支援を」の後に「行う。」を追加。

ウ 質疑応答、意見等

意見1 3月11日の震災の際に、各支援センターが自発的に在宅高齢者の安否確認に動かれたということは、支援センターの働きが地域に密着していることの表れだと思う。ただ、その安否確認の際に、そのまま一人にしておけず保護しなければならない方がいた場合、おそらく、支援センターの背景になっている施設の規模等によって、動き方は変わってくるだろう。ショートステイあるいは特養の機能を持たない施設等の地域包括支援センターの場合は、なかなか緊急対応がしにくい状況だと思う。そうした背景にある母体となっている施設等の連携を地域包括支援センター同士の間でどう作っていくのかを是非検討してほしい。地域ごとの動きは、各支援センターの取組でかなり徹底し、定着し

ているようだが、次は、地域を超えた、支援センターの母体となっている施設機能の違いを、どう連携して補っていくのか。どこの地域に住んでいても、地域包括支援センターの施設機能が違うからできないというようなことがない府中市全域のネットワークを作っていただきたい。

問 4 緊急時に受入れのできる病院や施設の機能がない地域包括支援センターはどうするのか？

答 4 市でも感じている課題である。地域包括支援センターの違いはあると思うが、母体となる施設を持っていないところも含めて、圏域のなかの連携か、圏域を超えての連携になるか、今後の課題として受け止めている。

問 5 人員体制について、3職種以外に介護福祉士、精神保健福祉士、また安立園では相談員とあるが、すべて相談員と捉えてよいか？また、みなみ町の非常勤看護師はサブセンターだから非常勤としているということによいか？

答 5 資格に関しては、地域包括支援センターの職員が全て3職種に該当しなければいけないとは考えていない。3職種の専門的な意見を聞きつつ、他の職員も相談に動くということが可能だと考えている。相談に当たる職員が3職種でなく、介護福祉士や介護支援専門員等でも十分可能である。また、みなみ町の非常勤看護師というのは、サブセンターということもあるが、なかなか常勤で専門職が揃わないという厳しい状況を鑑みてこういう体制になっている。

安立園の相談員はすべて3職種以外であっても、介護福祉士等の資格を持っている。

問 6 地域支援連絡会とはどういう組織か？

答 6 各地域包括支援センターの地元の自治会や民生委員の方たちと地域の情報を共有する場である。市の方から、最低限、年に数回は開催し、地域の住民の意見を取り入れられるよう、地域包括支援センターにお願いしている。

問 7 泉苑の包括的・継続的ケアマネジメント支援のところの支援困難ケースとあるが、最近では精神障害の方の退院促進がなされ、家庭に帰される傾向があるため、家族が大変な苦勞されている。また、高齢者の親が介護するという、老障介護となっているケースもあり、担当ケースワーカーにとっても大きな負担となるなど、困難ケースは非常に増えてきている。このような中、地域包括支援センターは、これから地域の高齢者福祉の第一線を担う大事な窓口となるところ、精神障害や他の障害、難病、認知症などの困難事例に対し、ケースマネジメントを行う地域包括支援センターのスタッフ自体が専門的な勉強をしなければならない。既に府中市でも、地域包括支援センターにおける事例検討会は実施しているところではあるが、このスタッフの資質向上という課題について、市はどんなことを考えているか。

答 7 統括の部門としては、各包括支援センターのケアマネージャーと共同して事例検討会を実施している。今年度は地区を東部、中部、西部と分けて事例検討会を開催する計画であり、既に1回実施した。困難ケースが増えている状況の

なかで、すべてのケースに市がかかわることが難しくなることもある。ケアマネジャー支援という視点も含めて実施している。専門的な研修としては、精神科病院のケースワーカーとの情報交換会の実施や、毎年テーマを変えた研修会も企画している。今年度は、多問題家族のケースの見方というテーマで予定している。

意見 2 府中市では伝統的に担当者会議というようなものがよく開かれ、以前は障害や子育て支援も含めた担当者会議の資料等も出されていた。それは府中市が中心となって地域包括支援センターの主管をしていたことでとりまとめができた成果と思われる。しかし、すべて地域包括支援センターという形になってしまうと、府中市全体の中でどのくらいのレベルで困難な家族の問題等について取り組んでいるかという全体像が取りまとめられず、以前出されていたような資料も挙がってこないような弱さを感じられる。現在は、いろいろな機関の参加による支援会議ができていると思うので、それらの内容を事例として報告をしてもらうことが大事だと思う。

問 8 職員の資質向上、レベルアップ、また、市内における地域包括支援センター活動を集約し、困難事例などを含めて最近の動向を整理し、職員の抱える問題点や課題等を整理するのは、市の取組の中で、どこがやるのか？

答 8 (事務局) メインの担当は福祉相談担当だが、それと包括ケアや地域ネットワーク担当が臨機応変に行う。困難事例の中でも、市が果たすべき役割として、権利擁護や警察要請、虐待等に係るのものは対応していく。それ以外の困難事例も支援センターに協力し、対応する。市の関係部署については、事例の中で先々必要となれば、声掛けをしていく。

意見 3 福祉保健部の中で体制の縦割りが進んでいくと、困難事例の問題解決には、生活保護、医療費等、総合的な福祉対策が必要であるのに、それが難しくなる。地域包括支援センターはその問題に直面している。市の地域包括支援センターが11体制で整備されたところだが、災害時等や困難事例に対応する際には、その他の機関も含め、横につなぐ、ネットワークづくりに市が配慮していただきたい。

意見 4 11の地域包括支援センターが整備されたが、スムーズだったと思う。各地域包括支援センターに3職種である主任介護支援専門員がいるが、居宅介護支援事業者連絡会に主任介護支援専門員連絡部会を昨年立ち上げた。その連絡部会には、包括に所属する主任介護支援専門員には全て出てもらうように進めている最中である。居宅支援事業所と包括支援センターとの間の主任の役割を検討し、高めていこうとやっている。

意見 5 今回の震災により、支援や協力をしたいと思っはいるが、実際どうしたらよいのか、何ができるのかわからない人が多いと思う。今が良いチャンスだと思うので、ネットワークづくりをよろしくお願ひしたい。

意見 6 多問題家族の問題について、権利擁護センターふちゅうでやっている事例検

討会というものもあり、ここに地域包括支援センターやいろいろなところから事例を挙げていただいている。年間8回、専門家4名、司法書士、社会福祉、市の専門部署（高齢、障害、生活援護）から委員に出てもらって事例検討を行っている。そこまで事例を挙げていくということができていないのであれば、地域で発見するというのが大事だと思う。

(5) 平成23年度地域包括支援センター運営協議会開催日程について

ア 事務局より平成23年度地域包括支援センター運営協議会開催日程について、資料5に基づき説明があり了承。

次回開催予定は平成23年7月28日（木）午前10時に決定。

イ 質疑応答、意見等

特になし。

以上